

愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者等手当に関する所得状況届・現況届お忘れなく
 問 社会福祉課 ☎(55)71115

【愛知県在宅重度障害者手当】

身体または知的に重度の障害のある在宅の方に対する手当です。主に身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の方に支給されます。

▼届出期間／8月1日(木)～30日(金)

【特別障害者等手当(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当)】

身体または知的に重度の障害があるため、日常において常時介護が必要な在宅の方に、障害の程度によって支給される手当です。

▼届出期間／8月9日(金)～9月11日(水)

※各手当には、所得状況届などを提出することが義務付けられています。該当者には、個別に通知します。
 ※この届を提出しないと、該当していても手当が支給されなくなりますので、必ず提出してください。

※愛知県在宅重度障害者手当および特別障害者手当は、3か月継続入院をされると受給資格が喪失します。該当の場合は、届け出てください。

▼提出場所／社会福祉課または各支所

児童扶養手当現況届・遺児手当所得状況届・特別児童扶養手当所得状況届お忘れなく
 問 児童福祉課 ☎(55)71118

【児童扶養手当・遺児手当】

▼届出期間／8月1日(木)～30日(金)
 対象の方に、提出書類などを7月末に送付しました。

また、支給開始より5年(または支給要件に該当した日から7年)を経過した方は、一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)を6月に送付しました。現況届と一緒に提出ください。

【特別児童扶養手当】

▼届出期間／8月9日(金)～9月11日(水)
 対象の方には8月上旬に必要な書類を送付する予定です。

▼その他／

・受付期間内に届け出がされない場合、手当が支給停止となります。
 ・遺児手当を受給されている方で、平成31年1月2日以降に愛西市へ転入された方は、平成31年度(平成30年分)の課税証明書が必要です。

※届出時に受給者証を回収します。

▼提出場所／児童福祉課または各支所



医療費受給者証の更新

問 保険年金課 ☎(55)71119

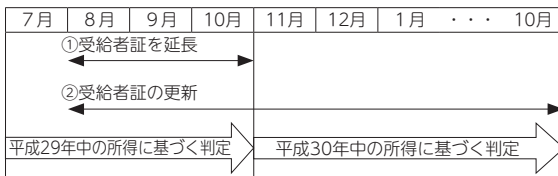
【母子・父子家庭医療費受給者証】

▼対象者／18歳以下の児童を養育している母子や父子家庭の方で、7月31日有効期間の医療費受給者証を持っている方のうち、まだ更新手続きのお済みでない方(所得制限あり)

※医療証の有効期間が今年度から、8月1日～翌年10月31日までに変更になります。有効期間の変更に伴い、令和2年から医療証の更新月が変更になります。

【母子・父子家庭医療証有効期間の変更】

<令和元年>



- ①令和元年11月以降に受給資格がない方は令和元年10月末までの証を交付(3か月分の証を交付)
- ②令和元年11月以降も受給資格がある方は令和2年10月末までの証を交付(15か月分の証を交付)

【障害者医療費受給者証】

▼対象者／身体障害者手帳(1級から3級、腎臓4級および進行性筋萎縮症4級から6級)、療育手帳(AまたはB)所持者もしくは、自閉症と診断されて

いる方で、7月31日有効期間の医療費受給者証を持っている方のうち、まだ更新手続きのお済みでない方。なお、更新手続きをされた方には、8月から使用できる受給者証を郵送しています。届いていない方はご連絡ください。

【後期高齢者福祉医療費受給者証】

▼対象者／「障害者」「ひとり暮らし」「ねたぎり」認知症などの要件による後期高齢者福祉医療の受給者の方で、7月31日有効期間の医療費受給者証を持っている方のうち、まだ更新手続きのお済みでない方。(一部所得制限あり)なお、「障害者」の要件による受給者の方で、更新手続きをされた方には、8月から使用できる受給者証を郵送しています。届いていない方はご連絡ください。

▼各制度更新時の持ち物

- ①健康保険証
- ②印鑑(朱肉使用のもの)
- ③前受給者証
- ④身体障害者手帳、療育手帳または自閉症の診断書(障害者医療費受給者および後期高齢者福祉医療費受給者のうち「障害者」の要件による受給者)
- ⑤課税証明書等(平成31年1月2日以降に転入された方で、母子・父子家庭医療費受給者証をお持ちの方または後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方)の方の中で所得の判定の必要な方)

※①から⑤は共通、④⑤は該当者のみです。